

## (I2) 土木学会全国大会規程

|             |      |
|-------------|------|
| 昭和47年5月12日  | 制 定  |
| 昭和53年5月12日  | 一部改正 |
| 平成2年4月27日   | 〃    |
| 平成6年4月22日   | 〃    |
| 平成10年11月27日 | 〃    |
| 平成23年11月18日 | 〃    |
| 2022年1月14日  | 〃    |
| 2025年1月17日  | 〃    |

### (総則)

第1条 この規程は、土木学会全国大会の実施要領を定める。

### (目的)

第2条 土木学会は毎年秋季に全国大会を開催し、土木工学の進展に寄与する。

### (内容と会期)

第3条 全国大会の内容はつぎのとおりとする。

- (1) 特別講演会
- (2) 年次学術講演会
- (3) 研究討論会
- (4) 国際関連行事
- (5) 交流会（開催支部の事情による）
- (6) 映画会（開催支部の事情による）
- (7) 見学会（開催支部の事情による）
- (8) その他開催支部の企画等

2 会期は、開催支部の判断により策定することができる。ただし、原則として、見学会を除き5日以内とする。

### (開催要請と委任)

第4条 会長は、全国大会の開催順序に当たる支部の支部長に開催を要請し、その実施を委任する。

### (特別講演会)

第5条 特別講演は、会長講演および参加者に興味深い講演とする。

### (論文の募集、講演者等)

第6条 年次学術講演会に発表する論文は広く会員より募集する。講演者は会員に限り、かつ、1人1題とし、論文内容は原則として未発表のものとする。

### (研究討論会)

第7条 研究討論会は、話題性のあるテーマを選定して行う。支部独自のテーマを加えることができる。

### (開催支部)

第8条 全国大会の開催は8支部持廻りとし、その開催順序は、西部、北海道、四国、中部、関東、関西、中国、東北支部の順とする。

### (報告)

第9条 支部長は、全国大会の開催結果について、理事会に報告するものとする。

### (規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（昭和47年5月12日 理事会議決） この規程に定める実施要項は、昭和47年に行われるものから実施する。

附則（平成2年4月27日 理事会議決） この変更規程は、平成2年4月27日から施行する。

附則（平成6年4月22日 理事会議決） この変更規程は、平成6年4月22日から施行する。

附則（平成10年11月27日 理事会議決） この変更規程は、平成10年11月27日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（2022年1月14日 理事会議決） この変更規程は、2022年1月14日から施行する。

附則（2025年1月17日 理事会議決） この変更規程は、2025年1月17日から施行する。